

理事資格チェックシート

1	法第44条第1項により準用される法第40条第1項各号の欠格事項に該当しないことの確認
<input type="checkbox"/>	① 法人ではない。
<input type="checkbox"/>	② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない。
<input type="checkbox"/>	③ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
<input type="checkbox"/>	④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
<input type="checkbox"/>	⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員に該当しない。
<input type="checkbox"/>	⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない。
2	法第40条第6項、施行規則第2条の10の特殊関係に当たらないことの確認
<input type="checkbox"/>	当該理事 に対して、下の関係にある者が、理事の中に3人（当該理事自身含まない。）を超えて含まれない。
<input type="checkbox"/>	また、下記の関係にある者が、当該理事自身を含めて、理事の総数の1/3を超えて含まれない。
	() 当該理事 の 配偶者 又は 3親等以内の親族 である、当法人の 他の理事
	() 当該理事 と事実上婚姻関係と同様の事情にある、当法人の 他の理事
	() または、 当該理事 と事実上婚姻関係にある者の ・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事
	() 当該理事 に雇用されている、当法人の 他の理事 または、 当該理事 に雇用されている者の
	() ・配偶者 である当法人の 他の理事
	() ・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事
	() 当該理事 から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持している当法人の 他の理事 または、 当該理事 から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持している者の
	() ・配偶者 である当法人の 他の理事
	() ・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 60%;"> <p>「社会福祉法人以外の団体A」</p> <p>役員、業務を執行する社員、代表者、管理人等 ● ●</p> <p>職員 ● ●</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 35%; margin-left: 5px;"> <p>この「社会福祉法人以外の団体A」の役員、業務を執行する社員、代表者、管理人等に、当法人の 理事 がいる場合</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">当法人の理事</p> <p style="text-align: center;">● ● ○ ○ ○ ○</p> </div>
<input type="checkbox"/>	この「社会福祉法人以外の団体A」の ・役員等 ・職員 である、当法人の理事の数が、当法人の理事総数の1/3を超えない。
	下記の団体（★）について
<input type="checkbox"/>	・その団体の ・職員（国会議員、地方議会議員を除く。） ではない。
(□)	・その団体の ・職員（国会議員、地方議会議員を除く。） である場合、同一の団体の職員である理事の数が、当法人の理事総数の1/3を超えない。
	★国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人